

平成 23 年度下請状況実地調査結果について

1 調査目的

県発注工事における元請・下請関係の適正化をさらに徹底するため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」の遵守状況や、元請・下請関係の実態を把握するために実地調査し、必要な指導を行うことを目的とした。

今回の調査では、下請代金の決定過程、下請契約の締結状況、下請代金の支払状況等の、契約から支払までの実態を重点に調べることにした。

2 調査方法

(1) 調査時期

平成 24 年 2 月 ~ 4 月

(2) 調査対象の選定方法

ア 調査対象工事

平成 23 年度上半期に竣工した工事のうち、落札率が低く低入札価格調査を経て契約した工事で、以下の または に該当するものから 6 件を選定した。

低入札価格調査基準価格を下回って落札し契約した案件の多い会社が受注した工事

低入札価格調査基準価格を下回った入札及び失格基準に該当した回数が多い会社が受注した工事

イ 調査対象会社

上記アで調査対象とした工事の下請契約全 46 件に関わる 52 社のうち、以下の または に該当するものから、元請会社 6 社と下請会社 10 社の計 16 社を選定した。

下請負報告書と事前調査結果の内容が異なった下請契約
金額の大きな下請契約

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

下請代金の決定過程

下請契約の締結状況

下請代金の支払状況

その他（下請代金からの控除の有無、報告書と実態の整合など）

イ 調査方法

調査対象会社を訪問し、以下の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

下請金額の決定に関する資料

見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など

下請契約から完成までの経過に関する資料

下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）

出来高証明願い及び出来高証明書、完成引渡書 など

支払に関する資料

請求書、総勘定元帳、支払台帳、仕入先元帳、通帳、支払通知書 など

3 調査結果

(1) 下請代金の決定過程に関すること

今回の調査対象となった下請契約においては、概ね適正に下請代金が決定されていた。

なお、内容の不明確な代金決定が行われていた例が見受けられた。

ア 当初契約において、元請会社は、常に取引関係にあり、信頼している下請会社に見積を依頼して代金を決定していた例が多く、その見積金額のとおり代金が合意されていた。

イ 小規模で利益の出にくい下請工事の例があったが、下請会社は、常に取引関係にある元請会社から継続的に受注することで利益を確保することを重視し、下請代金に合意していた。

ウ 増額となる変更契約の際に、元請会社が根拠を明示せずに値引きを求め、下請会社はその求めに応じた結果、不当に低い代金とはならなかったものの、内容の不明確な代金決定が行われた例があった。

(2) 下請契約の締結状況に関すること

今回の調査対象となった全ての下請契約において、当初契約の締結手続きは概ね適正に行われていたものの、変更契約書の取り交わしがなされていない例があった。

ア 現場での作業条件が当初の想定以上に厳しかった部分について、下請会社の申し出に元請会社が応じて労務単価を割増し、変更契約を取り交わして契約金額を増額していた例があった。

イ 掘削する土質が想定と異なった場合や急遽対応した仮締切工(土のう積)等、内容を変更した工事があったにも関わらず、変更の下請契約書を取り交わすことなく、施工の内容や条件が不明確なまま工事が行われていた例があった。

(3) 下請代金の支払状況に関すること

今回の調査対象となった下請契約において、支払代金の不払いや支払の遅延は見受けられず、労務費分は全て現金で支払われる等、概ね適正な支払がなされていた。

なお、明細を明らかにすることなく、下請代金からの控除を行っていた例があった。

ア 労務費分は全て現金で支払われており、手形での支払いについては資材分の一部に限られており、手形期間は適正な日数の範囲内であった。

イ 前払金を支払っている例はなく、全ての会社が、月毎に出来高に応じた支払で対応していた。

ウ 下請会社の粗雑工事の手直しを元請会社が行った工事があり、その相当分として下請代金を差し引いていたが、その費用明細が不明確であった。

(4) その他

下請代金から“安全協力会費”という名目で控除されている例があったが、その使途や会計は明確であり、一定の合理性が認められた。

下請会社が施工した出来高に係る元請会社の履行確認行為が、不十分な例があった。

ア 建設工事の安全確保を図るため、元請会社と下請会社において、安全に関する協議会を独自に構成している例があった。

その会費は元請会社と下請会社で負担しており、下請会社分は受注した工事の請負額に対して定率で下請代金から控除されていた。

会費の使途は、安全用具の支給や安全講習会の講師料などであり、総会で収支の報告もなされ一定の合理性が認められた。

イ 元請会社が履行確認した結果について、出来高として認めた施工範囲や、出来高として認められない施工不良のやり直し範囲等を、下請会社へ十分に説明しておらず、履行確認の結果が明確に伝わっていない事例があった。

ウ 元請会社から出来高に応じた支払いがなされていたものの、下請会社が、自ら施工した工事について施工数量及び相応する下請代金等の大雑把な把握しかしておらず、出来高の把握・確認が十分でなかった例があった。

エ 下請通知書に記入する金額の単純な間違いや、変更があったにも関わらず当初の内容のまま下請負報告書を提出したため、記載金額が実際の下請金額と異なる事例があった。

4 まとめ

今回は初めての下請状況実地調査であったが、限られた調査対象の中でも改善すべき事項が見受けられた。

平成24年度以降についても下請状況実地調査を実施し、建設業法を所管する建設産業室と連携して、元請・下請関係の適正化に向け指導を強化していくこととする。